

令和8年2月26日

久居駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行)期	見積依頼書公表日	見積提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	産業廃棄物収集運搬処理	久居駐業管理科	R8.3.31	R8.2.26	R8.3.3 12:00	R8.3.3 13:00		

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118

住所三重県津市久居新町975

契約機関名(担当)第337会計隊(坂本)

電話番号(内線)059-255-3133(内429)

FAX番号059-255-3290

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
産業廃棄物収集運搬処理	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業管理科	納 期	8.3.31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先

市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
産業廃棄物収集運搬処理	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業管理科	納期	8.3.31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調書提出期限：R 8. 3. 2 17:00

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名





代表者名

担当者名

担当者連絡先

産業廃棄物収集運搬処理

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

工事名称	産業廃棄物収集運搬処理				
図面名称	表紙				
業務隊長	管理科長	営繕班長			施設管理
					
陸上自衛隊久居駐屯地業務隊				図面番号	1 / 2

仕 様 書

- 1 役務名称：産業廃棄物収集運搬処理
- 2 役務場所：三重県津市久居新町930-32（陸上自衛隊久居訓練場）
三重県津市久居戸木町3903-2（陸上自衛隊久居演習場）
三重県津市一志町大字小山字長谷（陸上自衛隊久居射撃場）
- 3 役務期間：契約締結日～令和8年3月31日
- 4 役務概要：本役務は、当駐屯地において発生する産業廃棄物（下表に示すもの）を回収し、駐屯地外へ搬出、法令（条例）等諸規則に基づき適正に処分するものである。

(1) 廃棄物の種類は次のとおりとする。

区分	種 類	数量等	
産業廃棄物	簡易式トイレ	陸上自衛隊久居訓練場 9台 陸上自衛隊久居演習場 7台 陸上自衛隊久居射撃場 2台	

5 特記事項

- (1) 受注者は「産業廃棄物収集運搬業許可証」、「産業廃棄物処分業許可証」の写しを提出すること。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は受注者側で準備すること。
- (3) 廃棄物の積載は請負受注者側で実施し、回収日については官側と調整すること。
- (4) 本役務実施にあたり、疑義が生じた場合は、その都度官側と調整すること。

6 特記事項

- (1) 受注者は「産業廃棄物収集運搬業許可証」、「産業廃棄物処分業許可証」の写しを提出すること。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は受注者側で準備すること。
- (3) 本役務実施にあたり、疑義が生じた場合は、その都度官側と調整すること。

7 完了検査

「産業廃棄物管理票（マニフェスト）A、B2、D、E票」の受領、確認をもって完了とする。